

新たな「高齢社会対策大綱」の閣議決定について
— 若い人も高齢者も安心できる“減らない”年金こそ必要 —

全日本年金者組合

中央執行委員長 金子民夫

政府は1996年以来4回目となる「高齢社会対策大綱」を2月16日閣議決定しました。大綱は「全世代型の社会保障への転換」を見据えて、①公的年金の削減②支給開始年齢は70歳超に③自助努力による私的年金制度の活用④高齢者の就労促進などを主な対策にしています。

安倍政権は少子高齢化がすすむもとで“高齢者優遇となっている”“社会保障のために現役世代が苦勞している”など世代間を分断する宣伝を繰り返しながら、年金・医療・介護などに頼らずに70代80代までも働いて下さいとっています。「社会保障は自立・自助を基本に、最後に公助を」と、基本を自助努力に求める考えを反映するものです。社会保障の基本（憲法25条）をひっくり返して国民に自助努力を求める誤った考えでは社会保障は成り立ちません。

公的年金について言えば、年金のこの数年にわたる削減と年金カット法での2つの年金削減の仕組みなどで多くの高齢者が生活悪化に苦しんでいます。大綱では年金支給開始を70歳超まで可能とする制度改正を打ち出していますが、70歳代まで年金を先延ばしして年金を多く支給されても、70歳代でいくつまで生きられるかわかりません。一般に年金受給者は罹病率も高く、損得勘定を社会保障に持ち込むなどあまりに国民の暮らしを無視した考えです。いずれ年金支給開始年齢は原則70歳からとされる懸念はぬぐえません。

社会保障としての年金制度が高齢者の暮らしを支える“減らない年金、頼れる年金”こそ必要です。非正規の労働者が4割を占め、年金保険料を払えない実態こそ改善すべきです。生活できる賃金、保険料の払える賃金を土台とした社会に変えていくことです。これまで年金をさんざん削減していながら高齢世代の優遇論を振りまいて世代間対立をあおり、国の社会保障支出を減らす策謀は許せません。

大綱はまた、公的年金を補完するために私的年金制度の普及・充実を図るとしています。公的年金だけでは暮らせない実態を自ら認めているのでしょうか。少なからぬ年金受給者も私的年金に加入して公的年金で足りない部分を補っています。しかし、私的年金も70歳や75歳では多くの方が支払終了となって、その後が大変な困窮生活になってしまうという相談が相次いでいます。個人型確定拠出年金などの普及をうたっていますが、公的年金を補うことができるかどうかは活用次第であり、私的年金制度の普及・充実が国民にとって安心して暮らせる老後のための高齢社会対策とはなり得ないものです。

高齢化がすすむもとで、高齢者が自らの意欲と能力にふさわしく働ける環境を整備することは、健康で働く意欲のある人はいますから必要ですが、社会保障制度を抜本的に拡充して「高齢者が日々の暮らしを心配せず、無理して働かなくてもよい社会」への転換こそがその前提です。年金制度では基礎年金だけの受給者が1千万人、平均年金額は5万円、厚生年金も女性の平均受給額は10万円前後です。最低保障年金制度を確立して、憲法25条で保障している「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障することがまず必要なことではないでしょうか。

以上